

Title	〔商法 一九四〕 「チツソ」株主総会と決議の取消
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.10 (1979. 10) ,p.105- 112
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19791015-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一九四〕 「チッソ」株主総会と決議の取消

大改地裁昭和四九年三月二八日判決
昭和四六年の七八〇号株主総会決議取消請
求事件
判例時報七三六号二〇頁

〔判示事項〕

株主総会の決議方法に法令違反と著しい不公正があるとされた事

例

〔参照条文〕

商法二四七条

〔事実〕

Y会社（チッソ株式会社・被告）は昭和四五年一月二八日に定時株主総会を開催し、計算書類の承認決議を行った。これに対し、いわゆる一株運動を行った株主のうち、Xら二七名（原告）は右総会の決議には以下の瑕疵があるとして決議取消の訴を提起した。(1) Y会社か一部の株主に対してのみ議決権代理行使の勧誘をしたのは株主平等の原則に反する。(2) 株主の総会場への入場を制限したのは、株主の議決権の意図的な制限であり、したがって本件決議は商法二四一条に違反するのみならず、株主平等の原則にも反し、決議方法が違法または著しく不公正な場合に当る。またXらはあらかじめ、

本件総会には二〇〇名の株主が集まる予定であるから、全員収容できるような会場で開くようY会社に申入れておいたのに、一〇〇〇名程度しか収容できない規模の本件会場を用意したのは、最初から故意に株主の入場を制限し、その議決権の行使を妨げようとしたものであつて、本件総会は、その招集手続が違法または著しく不公正なものといふべきである。(3) 会社側株主を別口から入場させ議決権を行使させたことは株主平等の原則に反する。(4) 会社側株主に対し費用負担等の便宜を与え、本件総会に出席させたことは、会社側株主を完全に入場させ、他の株主の入場を制限する意図の下になされたもので、株主平等の原則に反する。(5) 株主席にマイクを設けず、株主の質問を一切無視し本件総会を五分足らずで終了させたことは、株主の質問権を無視したもので、そのもとでなされた決議はその方法において違法または著しく不公正なものである。(6) 本件議案についてXが修正動議を提出したのに、これを無視して議案を採択したことは、決議方法の違法または著しく不公正に当る。(7) 本件総

会においては出席株主が明認し得るような採決方法がとられておらず、したがって決議方法が著しく不公正である。

以上のXらの主張に対し、Y会社は逐一反論を加えるとともに、さらに(1)(4)(5)の請求原因は、本件決議の日から三年以上を経過した昭和四九年一月一七日の本件口頭弁論期日に至つて始めて追加主張されたものであるから、株主総会決議取消の訴の提起期間を決議の日から三月内と定めている商法二四八条一項の趣旨に照し、その主張は許されるべきではなく、かりに、前記期間経過前の訴の提起があれば、同期間経過後でも取消事由の追加主張が許されるとしても、右追加主張は、本訴提起後三年近くを経過し、二〇回以上の口頭弁論期日を経て証拠調も終り、最終の口頭弁論期日と予定された前記期日に至つて始めてなされたものであり、故意または重大な過失により時期に遅れて提起されたものというべきであるから却下されるべきであると主張している。また、Xら一株運動派株主が本件総会に出席した目的は、Y会社の社長をはじめ幹部に、水俣病についてのY会社の非を認めて謝らせ、責任をとることを認めさせることにあり、また右運動の窮局の目的が水俣病患者の救済、すなわちその納得するに足りる補償の実行をY会社をして履行せしめるにあることは、Xらの主張するところであるが、Y会社は昭和四八年三月二〇日の熊本地裁の判決を契機として、右訴訟の原告らのみならず、すべての患者との間で和解を了し、その納得する損害賠償金を支払っているのであるから、Xらが本訴を提起した目的はすべて達成されているといえるのであつて、したがつて本件訴の利益は消滅し、この

観点からしても本件請求は棄却されるべきであると主張している。以上は当事者双方の主張の要点であり、事実の内容は以下の記述の中で必要限度で補足する。その余は本件登載の判例集を参照されたい。

〔判旨〕 Xらの請求認容

判決は、Xら主張の前記請求原因のうちY会社から追加主張と攻撃されている(1)(4)(5)を除いて判断を加えている。

(1)株主の入場制限について

総会場に入場できなかった株主は約三〇〇名と認定したうへ、Y会社が総会場に入場させた株主の数は会場定員数(一、一一〇名)に近いものであつたことを認め、Y会社においても定員相当数を入場させたと判断したが故にこそ以後の入場を拒絶したと認めるのが相当であるから、右入場制限は、Y会社が意図的に行つたものということはできず、本件総会場の物理的な状況を前提とする限りはやむを得なかつたものといつてさしつかえない。次に……Y会社において、昭和四五年九月上旬の時点において、本件総会場を予約したことが著しく合理的判断に欠けたものとはいえないし、また二、〇〇〇名出席の申入れがあつた同年一〇月末の時点では、総会開催日を変更することなく二、〇〇〇名を収容し得る会場を確保することができなかつたことについてとくに責められるべき点はなかつたといふべく、また前記二、〇〇〇名出席の申入れについては、Y会社に対して右出席人数に関する確実な根拠の説明があつた形跡もないから、定時総会の招集時期をも勘案すれば、Y会社において予め総会

開催日を変更しなかつたことについても、とくにこれを不当ということではできない。

しかしながら……本件総会場に入場できた株主はほぼ会場の定員一一〇名前後の数であるのに対し、入場できなかった株主が少くとも約三〇〇名存在し、……入場できなかった株主が場内の模様をマイクにより知り得たことが窺われないではないが、少くともこれらの株主が質問、動議の提出その他により議案の審議に参加し、議決権を行使することができなかつたことは明らかである。Y会社としては、本件総会出席のために参集したすべての株主に対し、何らかの方法で議決権行使の機会を与えるべきであり、かりに本件総会当日、総会場の物理的状况等によりそれが不可能であつたとすれば、総会の期日を変更し、延期または続行することにより、株主のために右機会を確保しなければならず、かつ、それは可能であつて、右のような措置をとらないでした本件決議は、その方法において株主に議決権を認めた法令の趣旨に違反するものといわざるを得ない。」

(2) 修正動議無視について

総会場における議長の開会宣言から閉会宣言までの所要時間は四前後であつたという事実を含め、会議の模様を克明に描写したのち、「本件総会においては議案の上程から決議に至るまでほとんど終始かなりの喧騒状態にあり、しかも会場にはマイクその他自己の発言を議長に伝達することが可能な設備で株主が利用し得るものは存在せず、XはY会社側の者によつて舞台上上ることを阻止されたの

であるから、このような状況の下においては、Xが議長およびそれを補佐する役員、事務局員等の席に近い舞台真下に行き、修正動議がある旨叫びながら、右動議を記載したビラを右手に持ち、舞台上からも見えるように大きく振りかざしたことにより、動議の提出があつたものと認めるのが相当である。一方、Y会社側においては、……株主から何らかの質問、動議等があり得ることは予想していたと認められ、しかも議長においてXの右行動を認識することが可能であつたとはいえず、またかりに直接の認識が困難であつたとしても、右認定のような会場内の状況の下では、事務局席の社員等において認識したとすれば、ただちにこれを議長に伝達し、右行動の意味を明らかにした上、それに対する措置を講じなければならぬといふべきである。これを要するに、Xの右動議提出行為が議長の表決結果宣言前であつたことは前記のとおりであり、議長を含むY会社側の者においてそれを認識することが可能であつた以上は、認識の有無にかかわらず、それに対する何らの措置も講じないでした本件決議は、その方法において著しく不公正であるといわなければならない。」

(3) 裁量棄却について

Y会社は裁量棄却を主張するが、株主総会招集の手続またはその決議の方法に性質、程度等からみて重大な瑕疵がある場合には、その瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められるようなときでも、裁判所は、右決議の取消請求を認容すべきであつて、これを棄却することは許されない。(最高裁昭和四六年三月一八日判決、民集二五卷

二号(一八三頁参照)と解すべきである。ところが、本件総会においては……出席のため参集した株主のうち人数にして二〇%前後の者が議決権を行使することができなかつたのみならず、株主の一人であるXが提出した議案の修正に関する動議が無視されたまま決議が行われたのであるから、右瑕疵はその性質および程度から見て重大であるといわなければならない。したがつて右瑕疵が決議の結果に影響を及ぼすか否かについて判断するまでもなく、本件決議はこれを取消すべきである。また、本件総会に出席した株主の中にY会社主張のような適正な総会運営を妨げる行動に出たものが存在したことは、映画およびビデオの検証結果により認めることができるけれども、それだからといつて、他の株主との関係からしても、本件決議についての前記の瑕疵が許容されることにならないことはいうまでもなく、なおXらが右のような行動をしたことを認めるに足りる証拠もないのであるから、この点のY会社の主張も理由がない。」

(4) 訴の利益について

Y会社は本件訴の利益は消滅していると主張するが、Y会社が昭和四八年三月二〇日熊本地方裁判所において判決のあつたいわゆる水俣病事件のXを含む全患者との間で協定を締結し、損害賠償金を支払つてゐることは公知の事実であり、したがつてXが本件総会において修正動議として提出しようとした事項も、実質的にはおおむね目的を達したことが認められないではない。しかし株主総会決議取消の訴は、総会の招集手続またはその決議の方法が法令もしくは定款に違反したまたは著しく不公正であるときは、その決議を取消

し、もつて、株主総会の適正な運営を確保し、株主および会社の利益を保護することを目的とするものであるから、一部の株主が総会に参加しかつ修正動議を提出しようとした実質的な目的が達成されたとしても、そのことにより決議取消の訴の利益が消滅するものではないといふべきである。」

〔研究〕

この判決は、水俣病を告発する会の一株運動として世人の注目を浴びた昭和四五年のチソ株式会社株主総会に関するものである。判決は総会の決議が違法または著しく不公正であるとすると一株グループの主張を認めて決議を取消しているが、その説示内容が一株運動と総会運営に関するものであるため多くの学者の注目するところとなつており、既に多くの判例研究(評釈)が公にされている(たとえば、今井・ジュリスト五六一―五九六頁、同ジュリスト五九〇号一〇四頁、奥島・判例タイムズ三〇九号八九頁、龍田・商事法務七八六号二八頁、久保・週刊金融・商事判例四二九号二頁、菱田・判例評論一八七号三一頁、桜井・法律のひろば二七巻九号五八頁など)。したがつて、問題点は論じ尽されておらず、新たに議論を加える必要はあまりないといつてよい。それゆえ、ここでは、前記裁判所の判断点の四つについて卑見を述べるにとどめておきたい。

一 入場制限について

判決は、一方において、Y会社があらかじめ会日を変更しなかつたことは不当でなく、また総会当日約三〇〇名の株主が総会場に入れなかつたのは会場の物理的状况等からやむをえないことであると

しながら、他方において、会場に入れない株主がいるのに、総会期日の変更、延期、続行などの措置をとらずになした本件決議はその方法において株主に議決権を認めた法令の趣旨に違反すると説示している。出席株主数の合理的な予測に基づいて会場を選定するかぎり、総会当日、予想に反して多数の株主が参集し、入場できない株主がでて、そのような会場の選定方法が違法ないし不当であるといえないことは判旨のいう通りである。問題は、その場合の措置に関する判決の見解である。判決は、総会の期日を変更し、延期し、または続行することにより、入場できなかつた株主の議決権行使の機会を確保することが必要であり、かつそれは可能であるという。たしかに各株主は一株につき一個の議決権を有する以上(商二四一条)、所有株式の数に関係なく、原則として、すべての株主に総会への参与ならびに議決権行使の機会が保障されていなければならず、本件のように、総会場が満員という理由で総会への出席を希望する株主の一部が会場に入れず、審議への参加と議決権行使の機会を与えられない場合には、そのような株主の数および持株数の多少にかかわらず、またそのような状況に至つたことについて会社側に責があるか否とにかかわらず、総会は開催されるべきではなく、このような状況で総会を開催し、決議をしても、その決議は、判旨のいうごとく、その方法において違法であるとして、取消しうることになる。そして、本件総会出席のために参集したすべての株主に対し議決権行使の機会を与える方法としては、総会当日におけるより広い会場の変更が困難である以上、招集権者(取締役)は参集株主に

事情を説明して、総会の開催自体を中止し、あらためて招集手続をやり直すこと(総会の期日の変更)しかないようにおも(菱田・前掲三三頁)。判決は、この他に会社は延期、続行の措置もとらうとしているが、これは不当である。なぜなら、総会の延期・続行は総会の決議による必要であり(商二四三条)、招集権者が一方的に決めうるものではなく、右決議を有効になしうるためには、参集株主全員が議決権行使をなしうる状況が整つていることが必要であるからである。したがつてかりに、本件総会が、延期または続行の決議をしたとしても、それは参集株主の一部に対し議決権行使の機会を奪つてなした決議にはかならないから、その決議自体に瑕疵があることになる。この点に関し、入場できない株主については議決権行使の機会が奪われるに違いないが、会場の選定にも入場制限にも問題がなく、総会自身も公正な経過において(たとえば、出席株主からの延期・続行の動議を議長がとりあげないとか、延期・続行が多数株主の意思であることがわかつているのにそれを付議しないで総会を終らせるとか)の場合は公正な経過とはいえないとし、入場不能者が多い場合には延期・続行などを付議しなかつたこと自体が不公正と認められることもありえる)延期・続行などを決議しない以上、会社としてはもはやいかんとも致し方なく、延期・続行を付議しなかつたこと自体が決議の瑕疵になるとはいいがたいとの批判がある(今井・前掲五六一頁六七頁、五九〇号一〇五頁)。この考えは、会場の選定について会社に責められるべき事情がなく、かつ参集した株主の多くが会場に入ることができた場合には、たとえ一部の株主が会場に入れなくても、総会を開会する

ことができ、そこで延期・続行の決議が有効になしうるといふ理解を前提にしていると思われる。しかし、延期・続行も総会の決議の内容である以上、本題についての決議と同じく、参集した株主全員が審議に参加かつ議決権行使をなしうる状況が整っていない場合には有効になしえないと解すべきことは前述の通りであり、したがって右の見解には賛成できない。なお、会場に入れるか否かの問題は資本多数決による意思形成という議決権の行使であるよりも、むしろ審議過程への参加による解説請求権の行使の問題であるとして、入場できなかった株主が多い場合と少い場合とでは決議の瑕疵に質的差異は存しないと解する立場から右の見解を疑問とする説もある(奥島・前掲九四頁)。たしかに一つの見方ではあるが、本件の場合には、参集した株主の一部に対し議決権行使の機会を与えなかつたと自体が、決議の取消原因になると解することで十分であると考え(龍田・前掲三〇頁)。

二 修正動議無視について

判決は、一方で、Xの修正動議の提出が表決前になされたことを認め、他方で、議長を含むY会社側においてその動議提出を認識することが可能であつた以上、それに対する措置を講じないでした本件決議は、その方法において著しく不公正であるという。一般に修正動議は招集通知に記載された会議の目的たる事項から合理的に予見しうべき範囲における原案の補充・変更であるかぎり、その提出が許される(大隅・今井「株主総会」総合判例研究叢書商法(五)一〇七頁)。加えて、修正動議は会社にとつて直接的に利益になるものでなければ

ばならないとする見解もあるが(味村・株主総会をめぐる法律知識一九三頁)、たとえ間接的であつても、企業経営の将来に貢献することが予想される修正動議もまた許容されるべきであると考え(河本・現代会社法二八五頁、久保・前掲五頁)。してみれば、本件においてXが提出した水俣病患者に対する補償のために準備金の積立等を求める修正動議は、計算書類承認議案と関連する適法なものとして許容されるべきである。

株主から適法な修正動議が提出されたときは、議長はこれを無視することはできず、その動議について審議するかどうかを総会にはからなければならぬ。総会がその審議の必要性を肯定すれば、動議について審議採決を行わなければならず、総会がその審議の必要性を否定すれば、原案について審議し、これにつき表決することとなる。少数派から修正動議が提出された場合には、右の手続を経ても結局は否決されるであろうことは想像に難くないが、だからといって右の手続を省略することは許されない(久保・前掲五頁)。適法な修正動議を無視して原案の決議を強行すれば、その決議は方法において瑕疵があることになる。

判決によれば、本件総会においては「議案の上程から決議に至るまでほとんど終始かなりの喧騒状態」にあつたとされている。議場が出席者の発言・動議提出・罵声などで喧騒状態に陥つた場合には、議長は、発言時間の制限、発言順序の規制、休憩の宣言、発言グループとの間の議事運営の協定、妨害者の排除などの措置をとつて議場の秩序維持をはかるべきであり、それらの包括的な議場指揮

の権限が議長に認められている。(今井・前掲五九〇号一〇六頁)。したがって、本件の場合、もしもXの提出動議が受理されなかつたことが議場の喧騒状態によるものであり、このような状態に対して議長が前述のような措置をとつて議場の秩序維持のための努力をつくしているならば、その決議の方法に瑕疵があるとはいえないであろう。ところで、本件では、会社側は出席株主の発言に対し議長から再三注意したといつてはいるが、判決は僅か四分前後で総会が終了したという事実を認定している。このような短時間で総会が終了したための努力を議長がつくさなかつたことを表明する以外の何ものでもない(したがって、満足な審議がつくされたとは到底いえない)。まさに「事態を第三者の目からみると、議長は一株株主グループとの接触をさせて総会をいつきに終らせるために採決を強行したものでないかと思われぬ」のである(今井・前掲五六一―五六八頁)。してみればそのような議事の経過のもとにXの修正動議が無視された点において、本件決議の方法は著しく不公正であるといわざるをえない。

なお、会社側は、総会運営のルールを放てきし、議場の喧騒と混乱を招いたのはXを含む一株運動派株主であるから、本件決議の取消請求を認める理由はないと主張している。たしかに、総会を混乱に導いた原因がXらにのみあるならば、Xには議事運営の不公正さを攻撃する理由はないといふべきである。なぜなら、みずから総会の議事運営を妨害する者は、その限りで自己の株主としての利益を放棄しているのであつて、それにもかかわらず、動議が無視された

ことなどを理由に決議の成立を攻撃するのは信義則に反し、権利濫用といふべきだからである(今井・前掲五九〇号一〇六頁)。しかし本件では、前述のように議長が適切な対応措置をとらなかつたことも、混乱の原因がある以上、混乱の責任をXらにのみ負わせることはできない(それどころか、本件では議長が混乱を生じるのが当然のような議事運営をしたと推測されるので、会社のほりにこそ重大な責任があるといえよう)。してみれば、会社側のこの点の主張はしりぞけられて然るべきである。

三 裁量棄却について

判決は、本件総会において、出席のため参集した株主のうち人数にして二〇%前後の者が議決権を行使することができなかつたことと、Xの修正動議を無視した点とが重大な瑕疵に当るとし、その瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさなくても、取消の訴を裁量棄却できないという。株主総会招集の手続またはその決議の方法に性質・程度から見て重大な瑕疵があるときは、その瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められるようなときでも、決議取消の請求を認容すべきであることは、本判決も引用する最高裁判決の説示するところである(裁判昭和四六年三月一八日民集二五卷二号一八三頁)。裁量棄却の判断基準としては結果への影響の有無と瑕疵の軽重とが考えられており、どちらの基準をたてるのが妥当か、あるいは両基準を併用すべきかなどの問題については、周知のごとく学説は分れており、また判例も動揺しているが、私は本判決のいうように、瑕疵が重大である場合には、影響の有無を問わず、取消請求を認容すべきであ

り、瑕疵が軽微な場合には、その瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないことが明白である場合に取消請求を棄却すべきであると考える。なぜなら、今日の大規模な公開会社にあつては、株主総会をたんに多数決形成手続として把えるべきではなく（株主総会をたんに多数決形成手続として把えた場合には、決議の結果に影響のない瑕疵を理由に決議を取消すべき理由は全くないといえる）、むしろ株主に質問・発言の機会を与え、会社から情報を提供する場としての機能を重視すべきであり（龍田・前掲三二頁、今井・前掲七〇頁）、このような観点からは、瑕疵が決議の結果に影響をおよぼさない場合でも、瑕疵の性質・程度が重大である場合には、これを取消原因と認めるのが妥当であるからである。瑕疵が重大であるか否かの認定は困難であるが、議決権の一部無視と議案の修正動議無視は、ともに決議方法の重大な瑕疵とみてよく、これを理由に本件決議の取消を認めた判旨は正当である。

〔最高裁判事例研究 一七〇〕

昭五四一（最高民集三三卷一
一号一頁）

破産宣告後の不動産転借権の取得と破産法五四条一項

土地建物明渡並びに賃料請求事件（昭五四年一月二五日第一小法廷判決）
昭和四八年一月二日、AはBに、期間を建物については三年、土地については五年とし、賃借権の譲渡・転貸できる旨の特約つきで本件建物及び五筆の宅地を賃貸し、Bは同年一月五日賃借権設定登記を完了した。ついでBは昭和五〇年四月一〇日Yに目的物を転貸し、Yは同年

四 訴の利益について

通説・判例（最判昭和四五・四・二民集二四卷四号二三三頁）は、決議取消の訴にあつても、決議後の事情の変化によつて訴の利益を欠く場合があることを認めているが、決議取消の訴は、一部の学説の主張するごとく（谷口「判批」民商五四卷二号二〇一頁、株主総会の適正・適法な運営を確保し、株主および会社の利益を保護することを目的とするものであるから、訴の利益としては抽象的な違法は正確の保護で足りると解すべきであり、したがつて、このような立場から本件訴の利益は消滅しているとするY会社の主張を排斥した判旨は正当である。

阪 埜 光 男

なお、本件控訴事件（控訴人Y会社、被控訴人X外二〇名）につき、昭和五四年九月二七日、大阪高裁が控訴棄却の判決を言渡したことを付言しておく。

一七〇〕

九月二日にその旨の登記をし現在使用している。ところがこれより前、昭和四八年一月二五日Aは支払を停止し、昭和四九年一月七日破産申立をなし同年七月一八日午後二時に破産宣告がなされ、同時に破産管財人Xが選任された。またこれとは別に、本件土地につきBC間で賃貸借解除等請求訴訟がなされていたが、昭和四九年一月二二日Bはか一名は請求を認諾した。

かような事情の下に、昭和五二年頃XはYを相手取り、(1)本件建物の